呼吸器外科専門医合同委員会規則

第１条（名称）本委員会を呼吸器外科専門医合同委員会と称する．

第２条（目的）本委員会は，呼吸器外科専門医の育成や認定を通して，社会に貢献することを目的とする．

第３条（事業）本委員会は，前条の目的を達成するため，次の事業を行う．

１）呼吸器外科専門医制度の整備など

２）呼吸器外科専門医の認定，登録，更新など

３）呼吸器外科専門医専門研修施設の認定，登録，更新など

第４条（委員会）一般社団法人日本呼吸器外科学会（以下，日本呼吸器外科学会と称する），一般社団法人日本胸部外科学会（以下，日本胸部外科学会と称する）から推薦された委員をもって委員会を構成する．委員の任期は２年とし，再任は妨げない．

第５条（委員長）呼吸器外科専門医合同委員会委員長（以下，委員長と称する）を１名おく．委員長は互選にて選出する．任期は２年とし，再任は妨げない．

第６条（業務）委員会は第３条１），２），３）項の事業を行う．委員長が委員会の議長を務める．全委員の３分の２以上の出席がなければ議決することはできない．ただし，当該議事に関しあらかじめ文書で意思表示したものについては，これを出席とみなす．

第７条（実務部会）業務遂行のために必要な実務部会を設け，実務部会長を１名，実務副部会長を１名おく．実務部会長は委員の中から，実務副部会長は部員の中から選出する．任期は２年とし，再任は妨げない．実務部員および実務内容については別に定める．

第８条（監事）本委員会に若干名の監事をおく．監事は日本呼吸器外科学会，日本胸部外科学会より推薦された者とし，本委員会で承認する．任期は２年とし，再任は妨げない．

第９条（事務局）本委員会の事務局を日本呼吸器外科学会事務局（以下，事務局と称する）に置く．委員長は事務局長を任命する．事務内容については別に定める．

第１０条（会計）本委員会に関わる経費は事務局が一括してこれを扱う．本委員会の予算および決算は監事の監査を経たうえで，委員会の承認を得なければならない．

第１１条（規則の変更）この規則の変更あるいは廃止については，委員会の議を経て，日本呼吸器外科学会理事会および日本胸部外科学会理事会に諮るものとする．

第１２条（解散）本委員会の解散については，委員会の議を経て，日本呼吸器外科学会理事会および日本胸部外科学会理事会に諮るものとする．

附　　則

１，この規則は日本呼吸器外科学会理事会および日本胸部外科学会理事会の承認を経て施行する．

２，この改定は，２００７年5月１６日から施行する．

３，この改定は，２００８年１１月２１日から施行する．

４，この改定は，２０２０年9月１６日から施行する．

５，この改定は，２０２３年6月２８日から施行する．